

平成30年5月21日招集

平成30年 第2回

十勝圏複合事務組合議会（臨時会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

## 目 次

議案第 17 号	専決処分の報告並びに承認について（十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について） ……	1
議案第 18 号	専決処分の報告並びに承認について（十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について） ……	2
議案第 19 号	十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任について ……	3

専決処分の報告並びに承認について

十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求めます。

平成 30 年 5 月 21 日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者  
十勝圏複合事務組合副組合長 原 孝 則

専決処分書

十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 8 日

十勝環境複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例（平成 14 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「100 分の 222.5」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、改正前の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（説 明）

平成 30 年 3 月 31 日限りで解散した十勝環境複合事務組合において、十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認め、専決処分したので、事務を承継した当組合議会に対し、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものである。

専決処分の報告並びに承認について

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求める。

平成 30 年 5 月 21 日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者  
十勝圏複合事務組合副組合長 原 孝 則

専決処分書

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 26 日

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例（平成 30 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 25.5」を「100 分の 24.64」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものである。

十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任について

十勝圏複合事務組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

平成 30 年 5 月 21 日 提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者

十勝圏複合事務組合副組合長 原 孝 則

帯広市新町東 11 丁目 19 番地 3

三 野 宮 厚 子

(説 明)

公平委員会委員の選任について、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を得ようとするものである。

